副本

平成２０年（ネ）第３２８２号　損害賠償請求控訴事件

控訴人　（一審原告）　蒔田直子ほか３名

被控訴人（一審被告）　国ほか１名

# 被控訴人国答弁書

平成２１年３月３１日

大阪高等裁判所　第２民事部　御中

被控訴人国指定代理人

〒５３０－００４７　大阪市北区西天満一丁目１１番４号
大阪法務局北分庁舎
大阪法務局訟務部
部付　川端郁子
上席訟務官　三橋芳江
訟務官　河井恒祐

〒１００－８９１４　東京都千代田区永田町一丁目６番１号
内閣府　大臣官房政府広報室
参事官　小野稔
主査付　佐々木千景





第１　控訴の趣旨に対する答弁

１　控訴人らの被控訴人国に対する控訴をいずれも棄却する

２　控訴費用のうち，被控訴人国と控訴人らとの間に生じた部分については控訴人らの負担とする

との判決を求める。

なお，被控訴人国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが，仮にこれを付する場合には，

(1) 担保を条件とする仮執行の免脱の宣言

(2) その執行開始時期を判決が被控訴人国に送達された後１４日経過した時とすること

を求める。

第２　被控訴人国の主張

１　はじめに

被控訴人国の事実上の主張及び法律上の主張は，原判決（事実及び理由）記載のとおりであり，控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は正当である。

控訴人らは，２００９年1月２７日付け控訴理由書及び同年２月１７日付け控訴理由補充書において，原判決には事実認定の不当，判断遺脱等があるなどとして論難するが，結局のところは，原判決を正解せず，従前の主張を繰り返すなどしているものにすぎない。

以下，控訴理由書及び控訴理由補充書に対し，被控訴人国に関するもののうち，必要な範囲において反論する。

なお，略語等は，特に断りのない限り，従前の例による。

２　抽選に関する主張について

控訴人らは，被控訴人国の公務員が，控訴人蒔田直子及び同朴洪奎を落選させるために，不必要かつ不正な抽選を行い，控訴人ら４名について，文化力Ｔ

Mイン京都に参加して発言する機会等を奪ったことが違法であるなどと主張しているので（訴状５ページ参照），以下，この点につき反論する。

(1) 権利（法益）侵害は認められないこと

ア　控訴人らの主張

控訴人らは，原判決が控訴人らの主張する被侵害利益を「タウンミーティングに参加し意見を述べる権利」と理解したことは誤りだとした上で（控訴理由書３ページ），控訴人らが主張する被侵害利益について，これを「本件ＴＭに参加し，発言する機会」（同３ページ）ないし控訴人らが「本件ＴＭに参加し，発言する機会を不当に奪われない法的利益」（同１１ページ）であるとし，あるいは，これを「公正な抽選を受ける利益」，すなわち「「応募者が多数でなければ必ず参加できる利益」及び「応募者が多数の場合は，（公正な抽選が行われることを当然の前提として，）抽選で当選すれば参加できる利益」」（同１２ページ）であるなどと主張しており，「権利」とまで認められない上記「利益」であっても，被侵害利益となり得る旨主張するものと解される。

また，控訴人らは，上記のほかに，「憲法１３条，１４条，１９条，２１条で保障される権利・自由」を侵害されたとも主張するようである（控訴理由書１３ページ）。

イ　被控訴人国の反論

(ア) 控訴人らが主張する「本件ＴＭに参加し，発言する機会」等は，国賠法上保護された法益とはいえないこと

a　タウンミーティングは，内閣の閣僚等が，内閣の重要課題について広く国民から意見を聞き，また，国民に直接語りかけることにより，内閣と国民との対話を促進するという政策目的から行われるものであり，参加者との直接の対話，双方向のコミュニケーションを通じてより的確に国民のニーズを把握し，これを政策の企画立案や運営に反映





させ，もって適正な政策を行うという公益目的のために行われる事業である。

したがって，国民がこれに参加し発言することは，そのような公益目的のためにタウンミーティングが開催されたことに伴って生ずる事実上の利益にとどまり，被控訴人国は，個々の国民に対し，タウンミーティングを開催しなければならない法的義務や開催したタウンミーティングに出席させる法的義務を負うものでなく，控訴人らに，文化力ＴＭイン京都に直接参加し，発言する権利が認められるものではない。このことは，原審における被告国答弁書１８ページ以下等に述べたとおりであり，原判決も正当に判示するところである（原判決３０，３１ページ）。

b　この点，控訴人らは，上記アで述べたとおり，控訴人らが主張しているのは「権利」ではなく，本件ＴＭに参加する機会及び発言する機会の二つの「利益」であると主張するようであるが，公権力の行使に伴って被控訴人国に国賠法上の賠償責任が認められるためには，その前提として個々の国民の法的に保護された権利又は利益の侵害が必要であるところ，控訴人らの主張する「利益」は国賠法上保護されたものということはできない。

すなわち，タウンミーティングは，上述のとおり，内閣と国民との対話を促進させ，かかる双方向のコミュニケーションを通じてより的確に国民のニーズを把握し，政策の企画立案や運営に反映させることにより適正な政策を展開するという公益目的を実現する政策手段であり，その開催に伴い抽選により参加する機会が与えられること，あるいは参加した上で意見を述べる機会を与えられることは，そのような政策手段が行われたことに伴って生じた事実上の利益にすぎない。

また，そもそも，国民のニーズを把握する手段，方法としてタウン

ミーティングを開催するか，開催する場合に，いかなるテーマ，内容について，いかなる方法で開催するかは，主催者である内閣の裁量に属する事項であるところ，文化力ＴＭイン京都についても，親子タウンミーティングと位置づけ，教育改革をテーマと設定した上で，参加の要件としても，小学校５年生から高校生（高校生以外は保護者同伴）に限定しているところである。そうすると，控訴人らについての「本件ＴＭに参加し，意見を述べる機会」という利益は，被控訴人国及び相被控訴人京都市が，本件タウンミーティングを共催し，一定の条件に限定した参加者を公募したことにより，その公募の条件に合致したことで，主催者が想定する応募者の枠内に入ったという事実上の利益にすぎない。

しかも，文化力ＴＭイン京都においては，当初から抽選の可能性がある旨表示されていたのであるから，応募者全員に文化力ＴＭイン京都に参加した上，会場において自己の意見等を表明する機会が保障されていたものではなく，結局のところ，「本件ＴＭに参加し，意見を述べる機会」というのは，抽選で当選すれば文化力ＴＭイン京都に参加し，意見を述べることができたかもしれないという不確実なものでしかないのである。

これらのことを考慮すれば，控訴人らが主張する「本件ＴＭに参加し，意見を述べる機会」は，被控訴人国等のタウンミーティング運営上の裁量により初めて発生した不確実な事実上の利益にすぎないのであり，したがって，国賠法上保護される「被侵害利益」ということはできず，また，かかる事実上の利益を失ったことが，国賠法上の違法性を基礎づける法益侵害であると評価することはできないというべきである。このことは，上記のような不確実な事実上の利益を，「公正な抽選を受ける利益」（「応募者が多数でなければ必ず参加できる利





益」及び「応募者が多数の場合は，（公正な抽選が行われることを当然の前提として，）抽選で当選すれば参加できる利益」）と言い換えたとしても同様である。

c　なお，控訴人らは，原判決が「文化力ＴＭイン京都は参加希望者全員が参加できるものとして企画されたわけではなく，参加希望者の中で参加できない者が生ずることは当然の前提であったのであるから，原告らの主張する期待権は法的保護に値しないといわざるを得ない。」と判示したことに対し（原判決３１ページ），「この原判決を反対解釈すると，・・「・・応募者が多数でない場合には本件ＴＭに参加できるとの期待権は法的保護に値する。」」などと主張する（控訴理由書９ページ）。

しかしながら，原判決は，「そもそも，抽選により全員が参加できない場合も想定されているような不確実な期待権はおよそ法的保護に値しない」旨述べたものであり，「抽選が行われ，全員が参加できない場合でなければ，期待権は法的保護に値する」などと述べたものではない。

したがって，控訴人らが「反対解釈」と称する主張は，原判決の判示を曲解するものであって，到底成り立ち得ないものであるから，このような立論を前提に，上記のような不確実な事実上の利益が法的保護に値するとの主張も失当である。

(イ) 控訴人らが主張する憲法上の権利（法益）侵害は認められないこと

a　「タウンミーティングに参加して意見を述べる権利」あるいは「本件ＴＭに参加し，発言する機会」という利益が国賠法上保護される法益といえないことは上述のとおりであるが，その他，控訴人らが主張する思想及び良心の自由（憲法１９条），表現の自由（憲法２１条）及び幸福追求権（憲法１３条）についても，それが侵害されたものと認

めることはできない。

すなわち，タウンミーティングに直接参加できなかったとしても，そのことにより控訴人らの思想及び良心の自由が害されることはあり得ないし，上記のとおり，もともと控訴人らにタウンミーティングに参加する機会が保障されていたわけではないから，タウンミーティングに直接参加し，その場で発言できなかったことをもって，控訴人らの表現の自由や幸福追求権が侵害されたものと解することもできない。

このことは，そもそも，タウンミーティングは，国民と政府との関係において広報と広聴の両機能を有しているものであり，その模様は内閣府のホームページにおいて動画配信され，議事要旨も公表されており，国民は，これらの情報を踏まえて各府省のホームページ上の「ご意見・ご感想」等の受付に意見表明をすることができるのであって，文化力ＴＭイン京都に直接参加する機会を失ったことが直ちに政府への意見表明の機会を奪うことにならないことからも明らかである。

したがって，原告らの主張する憲法１３条，１９条及び２１条で保障された権利の侵害が問題となる余地はない。

b　控訴人らは，タウンミーティングに参加する機会を平等に与えられるべきであり，何ら合理的理由もなく，違法かつ不必要な「抽選」によって，タウンミーティングに参加する機会を違法・不当に奪われたとして，憲法１４条に違反する旨主張し（原審における原告第４準備書面１７ページ等），原判決は目的の正当性のみで合憲判断を行ったとして，これを論難している（控訴理由書７ページ）。

しかしながら，上述のとおり，そもそも，タウンミーティングに参加して発言する機会という利益が国賠法上保護されるべきものと認められない以上，タウンミーティングの参加者の抽選において不適切な取扱いがされたとしても，そのことをもって憲法１４条に違反すると





か，国賠法上，金銭をもって償うべき損害が控訴人らに生じたと解することは到底できないというべきである（原審における被告国第４準備書面１６，１７ページ）。

(2) 被控訴人国の公務員の行為に違法性は認められないこと

ア　国賠法上の違法の意義

国賠法上の違法性は，法益侵害があることを前提として，国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したか否かによって判断するのが相当であり（職務行為基準説），かかる考え方が確立した判例法理であることは，原審における被告国答弁書１３ページ以下等に述べたとおりである。

上記(1)で述べたとおり，本件においては何ら法益侵害が認められないから，違法性を認める余地はないが，以下，念のため，控訴理由書及び控訴理由補充書における控訴人らの主張を踏まえ，必要な範囲で再度反論する。

イ　抽選の必要性

控訴人らは，文化力ＴＭイン京都において抽選は必要なく，抽選を行ったこと自体が違法である旨主張しているが，ＴＭ室の担当者（伊佐敷氏）が抽選が必要であると判断したことは合理的であり，その点に職務上の注意義務違反は認められないことは，原審における被告国第２準備書面，同第４準備書面６ページ以下等に述べたとおりである。

ウ　抽選の方法

ＴＭ室の担当者らが，控訴人蒔田直子及び同朴洪奎を落選させる目的で作為的な抽選を行ったこと，かかる行為が，国民の意見を広く聞くことが求められるタウンミーティングの趣旨に照らし適切でなかったことは，被控訴人国も認めるところではある。

しかしながら，タウンミーティングの参加者の決定に際して無作為な抽

選を行うことが適切なのは，飽くまで，国民のニーズを把握する手段，方法の一つであるタウンミーティングの性質から導かれるものにすぎない。すなわち，政府が国民のニーズを把握する手段，方法には様々なものがあり，テーマに応じて，各分野の専門家や有識者から意見を聴取することや意見聴取の対象者を公募する場合であっても，対象者を様々な条件を満たす者に限定することも何ら問題とすべき事柄ではない。そのような中で，上記(1)，イ，(ｱ)，ａに述べたような公益目的の実現を目指すタウンミーティングを実効性あるものにするために，国民の意見を広く聞くことが必要であり，かかる目的のためには，多数の希望者から抽選で参加者を決定するに際しては，これを無作為に行うことが適切と考えられるのである。したがって，抽選の方法の問題は，飽くまで，国民からの意見聴取という行政目的実現のために適切かという観点から考えられるべき問題であって，国が，応募者の抽選を行うに当たって個別の国民の権利に配慮すべき法的義務を負うものではなく，個別の国民との関係で，その職務上の注意義務違反が問題となることはない。

エ　控訴人らの主張に対する反論

(ｱ) 被控訴人国の担当者が作為的な抽選を行った理由は，被控訴人国は，共催者である相被控訴人京都市とともに，文化力ＴＭイン京都の主催者として，イベント会場の管理やイベントの円滑な運営等を確保する責任を負うものであったところ，京都市担当者（松浦氏）から，控訴人蒔田直子及び同朴洪奎について，「参加応募者の中に，他のイベントにおいて，会場内でプラカードを掲げ，指名されなくても大声を発するなどしたことがある者及びその者と関係があると見られる者が応募している。」，「(それは) 蒔田直子氏と朴洪奎氏である。」旨の情報提供を受けるなどしたことから，小学生を含む子どもが多数参加を予定していた文化力ＴＭイン京都において，控訴人蒔田直子らにより同様のイベントの





進行妨害や混乱等のトラブルが引き起こされ，それが子どもらに悪影響を及ぼすことを強く懸念したからであり（伊佐敷尋問調書２１ページ），この点，原判決も，「子供たちが参加する文化力ＴＭイン京都において，大声を発したりして，抗議活動が起これば，子供たちが萎縮して発言できなくなるなどすることで，イベントを進められなくなるという事態を回避するため」であったと正当に判断しているところである（原判決２６，３２ページ）。

これに対し，控訴人らは，伊佐敷氏が作成したメモ（甲第４号証等）を根拠に，「発言を封じる意図や，後日に情報公開請求をさせないようにする目的も併存していたと推認しうる」（控訴理由書４ページ），「原告朴を排除し，情報を開示した目的は，本件ＴＭの混乱を防ごうとしたものではなく，原告朴に対する民族的偏見，差別意識に基づいたものであったことは明らかである。」（控訴理由補充書１１ページ）などと主張する。

しかしながら，被控訴人国としては，繰り返し述べるように，指名されなくても大声を発するなどして会場を混乱させることを防ごうとしたにすぎないのであり，通常の方法での発言を封じる意図は一切有していなかったものであるし，また，情報公開請求は，タウンミーティングに参加したか否かに関係なく何人もが請求できるものであるから，情報公開請求させないようにするために落選させたという「推認」は，何ら根拠のあるものではない。また，甲第４号証のメモの作成経緯については，原審における被告国第４準備書面１９，２０ページに述べたとおりであり，「在日本大韓民国民団の支団長」といった記載も，主催者としての対応を検討する前提として，その時点で伊佐敷氏が入手し得た情報を「経歴」として記載したものにすぎず，そのような記載部分があるからといって，その記載に着目して作為的な抽選を行ったことが当然に推認

されるわけでもなく，かかる記載部分の存在をもって「民族的偏見，差別意識に基づいたものであったことは明らか」とするのは，理論の飛躍も甚だしいといわざるを得ない。

(イ) また，控訴人らは，河合隼雄元文化庁長官が出席した京都市教育相談総合センターでの開館１周年イベントでのトラブルにおいて，控訴人蒔田直子は大声を発しただけであるし，控訴人朴洪奎は「心の教育はいらない！市民会議」とは全く無関係であるなどとして，被控訴人国の担当者は誤った事実を前提に判断している旨主張する(控訴理由補充書６ページ以下，８ページ以下等)。

被控訴人国側の担当者である伊佐敷氏は，河合隼雄元文化庁長官が出席した京都市教育相談総合センターでの開館１周年イベントでのトラブルについて，その一方の当事者である京都市教育委員会（松浦氏）から，控訴人蒔田直子及び同朴洪奎が，他のイベントにおいて，会場内でプラカードを掲げ，指名されなくても大声を発するなどしたことがある者及びその者と関係があると見られる者である旨の情報提供を受けたわけであるが，他方の当事者である控訴人蒔田直子ら（「心の教育はいらない！市民会議」側）に事実関係を確認することはできず，また，警察に照会しても回答を得られるものでないことから，伊佐敷氏自身が，控訴人蒔田直子が「心の教育はいらない！市民会議」の連絡先として氏名・電話番号を公表しており，松浦氏の説明に対応する京都市教育相談総合センターでの開館１周年イベントも公表されていた「心の教育はいらない！市民会議」のホームページを確認するなどの方法で，松浦氏から提供を受けた情報の裏付けを得たものである。

なお，控訴人らは，最高裁判所平成１８年２月７日第三小法廷判決を引用し，「事実誤認に基づいてなされたか否かが行為の違法性に影響を及ぼす」旨主張するが（控訴理由書８ページ），同最高裁判所判決は，





行政裁量が認められる行為に関する，行政行為としての適法性判断について，「その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては，その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で，その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し，その判断が，重要な事実の基礎を欠くか，又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って，裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である」旨判示したものであって，国賠法上の違法性判断について判示したものではない。国賠法上の違法性判断は，上記アで述べたように，行為時を基準にして，個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したか否かによって判断されるべきであり，客観的な事実誤認の有無が直接的に違法性判断に影響を及ぼすものではない。

(エ) さらに，控訴人らは，「子供たちが参加する文化力ＴＭイン京都において，大声を発したりして，抗議活動が起これば，子供たちが萎縮して発言ができなくなるなどすることで，イベントを進められなくなるという事態を回避するため」という目的が認定できたとしても，「活発な議論が熱を帯びて会場内で大声が発せられることは想定内というべき」として，かかる目的の正当性は否定されると主張する(控訴理由書４ページ)。

しかしながら，被控訴人国は，単に，指名を受けて発言する際に大きな声を出すといった程度の事態ではなく，指名を受けなくても大声を発したり，プラカードを掲げるなどの抗議活動が行われ，イベントの進行が妨害されるような事態を想定し，それを回避しようとしたものである旨主張したのであって，原判決が判示するところも同趣旨であることは明らかである。

控訴人らの上記主張は，被控訴人国の主張，さらには原判決の判示内

容を正解しない主張であって，失当である。

(3) 小括

以上検討したとおり，本件において，被控訴人国の公務員に控訴人らに対する職務上の法的義務違反はなく，また，控訴人らには何ら権利（法益）侵害は生じていない。

したがって，文化力ＴＭイン京都におけるＴＭ室担当者が実施した抽選方法が，被控訴人国の共催するタウンミーティングの運営方法として不適切であったといえるとしても，そのことが同タウンミーティングにおける個々の応募者の被控訴人国に対する国家賠償請求を基礎づけるものではない。

3 プライバシー侵害に係る主張について

(1) 被控訴人国の主張

被控訴人国の公務員（伊佐敷氏）が，共催相手であった京都市教育委員会の担当者（松浦氏）に対し，応募者のリストを送付した行為について，文化力ＴＭイン京都の円滑かつ安全な運営を図るという職責を果たすために行ったことであり，何ら職務上の法的義務に違反するものでなく，プライバシー権の侵害も存しないことは，原審における被告国最終準備書面１７ページ以下等に述べたとおりである。

すなわち，被控訴人国と相被控訴人京都市は文化力ＴＭイン京都を共催する関係にあり，いずれもがイベント主催者として，イベント会場の管理やイベントの円滑な運営等を確保する責任を負うものであるから，その前提となる応募の状況などに関する情報の共有は必要であり，当然に認められるべきものであって，合理的な職務遂行と評価し得るものである。

(2) 控訴人らの主張に対する反論

ア 控訴人らは，被控訴人国と相被控訴人京都市との間で情報の共有がされたのが，相被控訴人京都市が共催となった平成１７年１１月１１日以前であった点を問題視する（控訴理由補充書１４，１５ページ等）。





しかしながら，正式な手続を経て共催が最終的に決定されたのは１１月７日であるものの，それ以前から，開催会場の選択や子どもたちの文化芸術活動の企画等を京都市教育委員会が行うなど，共催とすることを前提に準備を進めており，実質的には共催関係にあったと認められるから，本件文化力ＴＭイン京都の円滑な実施のために応募状況に関する情報を共有することは何ら問題はない。

イ また，控訴人らは，最高裁判所平成１５年９月１２日第二小法廷判決が，「本件個人情報の秘匿性の程度，開示による具体的な不利益の不存在，開示の目的の正当性と必要性などの事情は，上記結論を左右するに足りない。」と判示した部分を引用し，原判決が指摘した①個人情報の秘匿の程度が低いこと，②開示した目的が正当であること，③開示の相手方が共催相手であること，④個人情報の収集方法が相当性を逸脱していないことなどの事情は，プライバシー侵害の違法性を否定する理由にはならない旨主張する（控訴理由書９，１０ページ）。

しかしながら，控訴人らが引用する上記最高裁判所判決の判示は，当該事件の個別判断として判示された部分であって，一般的に，同判決が指摘する「個人情報の秘匿性の程度」，「開示による具体的な不利益の不存在」，「開示の目的の正当性」，「開示の必要性」などの事情が，プライバシー侵害の違法性を否定する事情にはなり得ない旨述べたものではない。

むしろ，同判決は，「個人情報の秘匿性の程度」等の事情が，プライバシー侵害の違法性の判断において考慮されるべきである旨判示したのであって（その上で当該事件における上記の事情については「プライバシー侵害が違法である旨の結論を左右しない」旨判示したものである。），同様の事情を考慮してプライバシー侵害の違法性判断を行った原判決の判断手法に何ら問題はないというべきである。

4 その他の主張について

(1) 控訴人らは，「原判決は，「原告の子どもらを巻き込まれたものであり，原告らの精神的苦痛は一層大きい」という原告らの主張に全く触れず，判断遺脱の違法がある」旨主張する(控訴理由補充書１５ページ)。

しかしながら，原判決は，権利侵害の有無に関する判断を先行させ，これを否定したのであるから，加えて控訴人らの主張する損害（精神的苦痛）の大きさ，程度について判断しないのはむしろ当然であって，判断遺脱に当たらないことは明らかである。

(2) また，控訴人らは，「一審原告らが精神的損害を被ったことが明らかで，国も非を認めて謝罪している以上，本件の争点は本来，損害の程度(損害額）のみのはずであった。」と主張するが（控訴理由書１４ページ），かかる主張は，一審の経過を省みず，国家賠償訴訟の何たるかを理解しない暴論であるといわざるを得ない。

上記２，(2)，ウ等で述べたとおり，被控訴人国は，作為的な抽選を行ったことがタウンミーティングの趣旨に照らして適切でなかったことは認めるところであるし，また，関係者に対し「タウンミーティングの抽選に関するお詫び」と題する書面（乙Ａ第１７号証）を送付するなどしたことは事実であるが，国賠法上の賠償責任を認めたものではない。国賠法に基づく損害賠償請求である以上，訴訟において，権利侵害が認められるか，個別の控訴人との関係で被控訴人国の公務員に職務上の法的義務違反が認められるか，金銭をもって償うべき損害の発生が認められるかといった，国賠法１条１項の要件判断がされるべきは当然である。

第３　結語

以上のとおり，本件控訴に理由がないことは明らかであり，いずれも棄却されるべきである。